

基礎研 レポート

地域アーツカウンシル ——その現状と展望

社会研究部 研究理事 吉本光宏
(03)3512-1799 mitch@nli-research.co.jp

文化政策の分野でアーツカウンシルへの関心が高まっている。

きっかけのひとつは、2011年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次方針）」の重点施策において、「諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する」ことが明記され、独立行政法人日本芸術文化振興会（Japan Arts Council）の実施する文化芸術への支援について、その機能や体制が強化されてきたことである。

また今年5月22日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）—文化芸術資源で未来をつくる—」では、重点戦略1の重点的に取り組むべき施策として、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるための日本版アーツカウンシルの本格導入について、現在、独立行政法人日本芸術文化振興会において実施されている試行的な取組の結果を踏まえ必要な措置を講ずる」と記されている。従来の、審査、事後評価、調査研究に加え「助言」の機能も付加され、国のアーツカウンシルもさらなる拡充が図られようとしている。

これらと前後して、地方公共団体においても、アーツコミッション・ヨコハマ（横浜市、2007年7月）、沖縄版アーツカウンシル（沖縄文化活性化・創造発信支援事業）（沖縄県、2012年8月）、アーツカウンシル東京（東京都、2012年11月）、大阪アーツカウンシル（大阪府・市、2013年7月）など、設置が続いている。

アーツカウンシルの発祥は、1945年英国だとされる。日本語では芸術評議会などと訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国など、世界各国で設置されている。それぞれ国の特性や文化政策の方針に沿った事業、運営が行われており、一概に定義するのは困難だが、「芸術文化に対する助成を基軸に、政府・行政組織と一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関」と言える。

本稿では、地域アーツカウンシル（国ではなく地方公共団体等が設立、設置するアーツカウンシル的な機能を持った組織、事業体）¹について、日本の現状を整理し、海外の状況も参照しながら、その可能性や目指すべき方向性について考察を行いたい。

¹ 「アーツサポート関西」や（公社）企業メセナ協議会の「2012 芸術・文化による社会創造ファンド」など、民間版アーツカウンシルと呼ばれる動きも見られるが、本稿は行政組織が主導するものに焦点を絞ってまとめた。

1—日本における地域アーツカウンシルの現状

まず、国内の既存の地域アーツカウンシルについて、設立順に整理しておきたい。それぞれの組織全体の概要は、図表 1 に記載したとおりで、設立の経緯や助成事業を中心に各団体の特徴を以下にまとめた。

1 | アーツコミッション・ヨコハマ:アーティスト・クリエイターの創造活動を支え横浜市の創造都市政策を牽引

名称は異なるものの、日本の地方公共団体が設立したアーツカウンシル的な機能を持つ専門組織は横浜市のアーツコミッション・ヨコハマ (Arts Commission Yokohama、ACY) が最初であろう。横浜市は 2004 年から文化芸術創造都市政策に取り組んでいるが、それを牽引するため 2007 年 7 月に (公財) 横浜市芸術文化振興財団の新たな取組として ACY をスタートさせた。当時、創造都市横浜推進委員会では、アーツカウンシルという名称も議論されたが、財団全体の名称との整合性に配慮して ACY となった。

市の創造都市政策の目標のひとつ、アーティスト・クリエイターが活動したくなる創造環境を実現するため、ACY が最初に立ち上げたのが「芸術不動産」という仕組みである。横浜で創造活動を行いたいアーティストやクリエイターに都心部の空きオフィスの情報などを提供し、両者のマッチングを行う、というものであった。その後、横浜市が実施していた芸術系の助成事業なども ACY に移管され、事業の拡大が図られた。ちなみに 2013 年度に実施した助成事業は次のとおりである²。

[活動支援]

- 先駆的芸術活動支援助成 (現代芸術分野で活動するアーティストやクリエイターの横浜での創造活動全般を支援 | 助成額: 最大 200 万円)
- 都市文化創造支援助成 (横浜ならではの都市文化の形成を図ることを目的とする活動に対する支援 | 助成額: 最大 200 万円)
- 創造活動支援助成 (「横浜トリエンナーレ」開催都市として現代アートにふれる機会を市民に提供することを目的にした作品発表への支援 | 助成額: 最大 80 万円、総事業費の 3 分の 2)

[拠点形成支援]

- アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成 (横浜・関内エリア周域の民間物件に新規移転(増床を含む)し、活動拠点を開設することに対する支援 | 助成額: 3.3 m²あたり 48,000 円、最大 200 万円)
- 芸術不動産リノベーション助成 (アーティスト・クリエイターの活動場所創出を軸として建物の改修・改築を行うオーナーを支援 | 助成額: 改修・改築経費の一部として最大 1,000 万円、2014 年度で終了)

特徴的なのは、後者の拠点形成支援であるが、ACY は 2009~14 年度、ヨコハマ創造都市センターの運営も担い、資金とスペースの両方を連携させた支援に取り組んでいた点も、ユニークである。

² 2015 年度は「創造都市横浜における創造的活動支援助成」と「アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成」の 2 本柱で助成を実施予定。

横浜市は創造都市政策の一環として、歴史的建造物や遊休施設等を活用する創造界限形成推進事業を推進し、2004年3月にオープンしたBankARTを筆頭に、急な坂スタジオ、ヨコハマ創造都市センター、黄金町スタジオ、ZAIMなどのアトスペースを開設してきた。それら公設の創造界限拠点が呼び水となり、ACYの拠点形成支援、相談対応が後押しする形で、2014年度末には、横浜の都心部の40棟の建物にクリエイティブなスタジオやオフィスが入居し、200組を数えるアーティストやクリエイターが集まるなど³、新たなコミュニティを形成するまでになっている。

ちなみに2014年度の年間の相談件数は150件で、その内の21%、32件が拠点形成に関するものであった。ACYは横浜市の創造都市政策を推進するため、相談・コーディネートや助成、創造都市プロモーション、国際交流など多様な事業展開を行い、アーティストやクリエイターの創造環境を支援する地域アーツカウンシルと言える。

2 | 沖縄版アーツカウンシル(沖縄文化活性化・創造発信支援事業):マネジメント力や組織力の強化、人材育成を促進しアーツカウンシルのあるべき姿を追求

沖縄県では文化行政組織の改編によって文化観光スポーツ部が創設され、5本柱の事業の一つとして2012年8月から沖縄文化活性化・創造発信支援事業がスタートした。これは、沖縄県の多様で豊かな沖縄文化の活性化や、芸術文化の創造・振興・発信の一層の推進を支援するため、様々な分野の芸術文化活動、地域の芸能・行事等の文化資源を活用した取組や、アートマネジメントを含む広く沖縄文化の担い手や継承者の育成などの各種の取組に対して費用を補助するものである。

そのため、公益財団法人沖縄県文化振興会に、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを起用し、PDCAサイクルによる事業評価システムを導入して「沖縄版アーツカウンシル」のあるべき姿について検討を進めている。補助金の総額は、当初1億9,000万円(2012年度予算)で、助成金・補助金に限った比較では、本稿で紹介する4つの地域アーツカウンシルの中で最も規模が大きかったが、14年度予算は1億5,300万円、15年度予算は1億1,014万円となっている。

現在は以下の4つの枠組みで支援が行われており、補助金額の上限は他の地域アーツカウンシルよりかなり高めに設定されている。

- 県内の文化芸術関連事業者の組織化、マネジメント力強化に資するインキュベーション事業(主に、当該芸術文化関連事業者あるいは業界分野の組織化、マネジメント人材の育成を目的としたインキュベーション事業 | 補助金額: 500万円以内)
- 沖縄文化の担い手・継承者の育成及び新たな文化創造の仕組みづくりに寄与する事業(主に、当該芸術文化関連事業者の組織力、創造力、発信力、育成力等の強化に資する事業 | 補助金額: 1,000万円以内)
- 新たな沖縄文化の創出、文化産業の創出等に寄与する事業(主に、当該芸術文化関連事業者及び業界のより社会的、発展的役割の創出に寄与する事業 | 補助金額: 1,000万円以内)
- 芸術文化の普及啓発(アウトリーチ)に寄与する事業(主に、需要層・ファン層の拡大、国内外の市場開拓に資する事業 | 補助金額: 500万円以内)

³ 横浜都心臨海部に集積するアーティスト、クリエイターのスタジオを一般公開するイベントである「関内外 OPEN!5」に参加している数字

芸術文化活動そのものへの支援は別途「文化活動支援助成事業」で実施されており、この事業では、マネジメント力や組織力の強化、芸術文化団体の組織化、人材や継承者の育成など、基盤整備に重点が置かれている。また、上記3番目の事業では募集要項に「他の分野（農林水産、福祉、商工、観光等）との連携等により、新たな沖縄文化の創出、文化産業の創出、地域文化の活性化に寄与するもの」と明記されるなど、他分野との連携や文化の産業化を視野に入れた支援が明確に打ち出されている点も特徴だろう。

対象となる沖縄文化には、芸能、演劇、音楽、舞踊、美術デザイン工芸に加え、言語文化（しまくとぅば）、コンテンツ関連産業（映像、アニメ、ゲーム、ウェブ等）、伝統武道、食文化なども含まれており、沖縄ならではの文化の特性が反映されるとともに、創造産業の振興も対象となっている。

3 | 東京芸術文化評議会とアーツカウンシル東京:10名以上のプログラムオフィサーによる審査体制を確立した本格的な地域アーツカウンシル

東京都は、2006年12月に文化振興条例（1983年制定）を改正して、東京芸術文化評議会を設置した。同年5月に策定された「東京都文化振興指針『創造的な文化を生み出す都市・東京』を目指して」に英国のアーツカウンシルを参考にした評議会設置の検討が具体的な取組の一つとして掲載されていたことがきっかけとなっている。同時に、前年に決定した2016年の五輪招致を実現するためには、文化政策を強化すべきだという判断もこの評議会設置の背景であった。

条例では「必要があると認めるときは知事に意見を述べることができる」、「知事は（評議会の）意見を尊重するものとする」と記載されており、従来の諮問機関に終わらせず、より主体的で影響力のあるアーツカウンシル的な組織が念頭に置かれていた。この評議会に専門的人材を起用し、予算を付与して本格的なアーツカウンシルにできないかという検討も行われたが、条例設置の評議会ではそれが難しいことが判明し、（公財）東京都歴史文化財団の内部に設置されることになったのがアーツカウンシル東京（2012年11月設立）である。

東京芸術文化評議会は東京都（知事）に対して、政策提言や政策評価を行うことで東京都の文化政策の形成を担い、アーツカウンシル東京はその政策に基づいて、支援事業やパイロット事業、企画戦略事業を実施することになっている。

東京都が行っていた「東京芸術文化創造発信助成」は2013年度からアーツカウンシル東京に移管され、充実が図られてきた。現在は単年助成、長期助成の二つの枠組みで実施されており、2006年の評議会発足時には2,000万円だった助成予算は、1億5,000万円にまで拡大している。

- 単年助成プログラム（東京を活動拠点とする芸術団体等が主催する①都内で実施する公演・展示等、②国際的な芸術交流活動、③芸術環境の向上に資する活動 | 助成額：活動の種類により最大50万円～400万円）
- 長期助成プログラム（東京を活動拠点とする芸術団体等が主催する①これまでにない意欲的な企画や創造活動、②東京を代表する国際的な芸術団体へのステップアップとなる継続的な活動、③東京の芸術創造環境の向上に資する活動 | 助成額：活動の種類・期間によって最大400万円～1,200万円）

またアーツカウンシル東京の助成事業の特徴としては次のような点があげられる。

- 実現性以外の審査基準として、①革新性・独創性、②影響力・普及力、③国際性、④将来性・適時性、⑤継承性（伝統芸能の場合）が示され、次のとおり、芸術団体や芸術家のステージごとに重視するポイントが明確にされていること
 - ①活動基盤形成期：新しいクリエイションへの支援
 - ②活動拡大・発展期：継続と革新のための支援
 - ③活動成熟・トップ期：業界を牽引し、後進を育成する姿勢への支援
- 美術・映像、伝統芸能の分野について、個人申請を受け付けていること（2015年度より）
- 従来の助成制度では対象となりにくかった伝統芸能も助成対象となっていること
- 単年助成にはⅠ期、Ⅱ期と年2回の応募のチャンスがあり、申請書類の締切から概ね約2ヶ月後に交付決定が行われること
- 活動実施前の助成金の一部概算払いが可能なこと（個人申請を除く、別途請求手続きが必要）

何よりアーツカウンシル東京の助成の仕組みで注目すべきは、選考にあたって委員会は設けず、各芸術分野のプログラムオフィサーが申請書類を精査し、プログラムディレクターによるとりまとめを経て評価案及び採択原案が作成されている点である。その過程で有識者へのヒアリング又はミーティングが行われ、決定前に採択原案についてカウンシルボードへの諮問が行われるが、助成先の審査は基本的に11名のプログラムオフィサーとディレクターに委ねられている。

この選考方法は、英国のアーツカウンシルと同様の仕組みで、上記の審査基準の明確化や年2回の申請受付と迅速な決定、一部概算払いなどを可能にしている。

今年4月、アーツカウンシル東京は、それまで東京への五輪招致を目指して様々な文化事業を展開してきた東京文化発信プロジェクト室と統合された。事業全体の規模から見ると、助成事業の比率が大幅に低下し、海外の標準的な例と比較した場合に、アーツカウンシルと称することが妥当かどうかの疑問は残るが、2020年に向けてさらなる事業や組織体制の強化が予定されており、今後の展開に期待したいところである。

4 | 大阪アーツカウンシル(大阪府市文化振興会議・アーツカウンシル部会)：府市が地方公共団体の枠組みを超えて取り組むアーツカウンシルの新たな形

大阪アーツカウンシルは大阪府市文化振興会議の専門部会として2013年7月に設置された。大阪府市文化振興会議は、府市の諮問機関として共同設置規約に基づいて設定されたもので、文化振興計画の策定及び変更、文化施策に関する重要事項等に関することについて調査審議し、知事・市長に提言、答申等を行う。アーツカウンシル部会の審議状況・結果も文化振興会議に報告され、同会議で審議の上、知事・市長に提言が行われるしくみになっている。

アーツカウンシル部会は部会長（統括責任者）、3名の専門委員（発足時は4名）によって構成されており、2013年5月に統括責任者が決まり、同年7月に部会の委員が選任されて活動がスタートした。現在、①評価・審査（府市の文化課が担当する文化事業の評価と改善提案、府市の公募型助成金の審査）、②企画／調査（文化を育てる環境づくりへの新たな提案、そのベースになる情報収集と発信）という二つの枠組みで運営されている。府市の公募型助成金は次の3つである。

- 大阪府芸術文化振興補助金（大阪府内の芸術文化団体が行う活動に対する補助金 | 補助金額：最

大 100 万円)

- 輝け！子どもパフォーマー事業（府）（大阪府内の子どもが参加し、発表する文化活動を実施する団体や個人に対する補助金 | 補助金額：最大 30 万円）
- 大阪市芸術活動振興事業助成金（大阪市内で芸術・文化活動を行う団体及び個人に対する助成 | 一般助成：上限 20 万円、特別助成（都市の魅力向上につながる事業）：最大 400 万円）

審査の対象となる公募型助成金は 2015 年度予算で 8,000 万円弱と、アーツカウンシル東京の約半分であるが、評価や改善提案を行う文化事業（公募型助成金を含む）は府市合わせて約 50 件、6 億 8,000 万円であり、その役割は決して小さくない。

また、2014 年 4 月に開設されたホームページを見ると、コラムやインタビューに加え、芸術の分野・ジャンル別、子どもや青少年などの対象別、地域別に検索できるアートイベント情報、芸術文化に関連した各種ニュースの提供など、情報収集と発信に力を入れている。2014 年 4 月には、大阪府立江之子島文化芸術創造センターに出張所を開き、毎週金曜午後、気軽に相談できる場を設けた。

大阪府市の文化事業の評価・改善提案とその一部の審査を行う専門家の部会をアーツカウンシルと称している点は変則的な感をぬぐえない。ただ、限られた陣容の中で、大阪ならではのアーツカウンシルを目指そうとする姿勢には、他にはない可能性が感じられる⁴。

図表 1 日本における地域アーツカウンシルの概要

| アーツコミッション・ヨコハマ | |
|----------------|---|
| 設立・設置 | 2007 年 7 月 |
| 設置形態 | (公財)横浜市芸術文化振興財団内に設置 |
| 設立の経緯・目的 | 横浜市の創造都市政策を牽引する機能として、2007 年、(公財)横浜市芸術文化振興財団の取組としてスタート。横浜都心臨海部にアーティスト、クリエイターの集積を図ることを目的に、横浜に集うアーティストやクリエイター、NPO、市民、企業、学校などの「創造の担い手」が活動しやすい環境づくりのための中間支援を行う。 |
| 主な事業内容 | <ul style="list-style-type: none">• 相談業務:横浜での活動を希望するアーティストやクリエイターに対する相談対応や各種仲介を行う• 芸術文化支援:実験的な芸術表現や横浜ならではの都市文化を生み出すような活動に対する助成を通して、横浜で芸術創造や発表を行うアーティストやクリエイター等の活動サポートし、横浜での芸術鑑賞機会の創出、社会における芸術や創造力の役割の拡張を行う• 国際交流事業:国際舞台芸術ミーティングイン横浜 (TPAM in Yokohama)、横浜に一定期間滞在して作品制作を行うアーティストインレジデンス事業などを展開• 創造まちづくり支援:芸術不動産や創造産業の誘致等を通して、アーティストやクリエイター等の制作環境を整える• 創造都市プロモーション:横浜の都心臨海部にある人や拠点の情報を広く市内外に向けて紹介、クリエイティブな横浜の魅力の PR 活動を行う |
| 助成実績 | 応募総数:92 件、採択数:28 件、採択金額合計:2,856 万円 (2014 年度) |
| 組織体制 | 5 人工 (常勤 3 人工、非常勤 2 人工、財団組織の一部として運営、2014 年度) ※ヨコハマ創造都市センターの運営も担っていたため、ACY 業務量から案分して人工換算した数字 |
| 年間総事業費 | 2,972 万円 (2015 年度予算、人件費・管理費を除く) |
| 備考 | ACY は、2009 年 5 月から「ヨコハマ創造都市センター」の中核的機能として運営されていたが、2015 年 4 月にはヨコハマ創造都市センターの運営が別団体に代わったため、現在は(公財)横浜市芸術文化振興財団の本部に拠点を移して運営されている。 |

⁴ 先の住民投票でいわゆる大阪都構想が実質的に見送りとなったことに伴う今後の方針についてはこれから検討される予定。

| 沖縄版アーツカウンシル（沖縄文化活性化・創造発信支援事業） | |
|--------------------------------------|--|
| 設立・設置 | 2012年8月 |
| 設置形態 | 沖縄県から(公財)沖縄県文化振興会への委託事業として実施 |
| 設立の経緯・目的 | 文化行政組織の改編によって文化観光スポーツ部が創設され、5本柱の事業の一つとして2012年8月からスタート。沖縄県の多様で豊かな沖縄文化の活性化や、芸術文化の創造・振興・発信の一層の推進を支援するため、様々な分野の芸術文化活動、地域の芸能・行事等の文化資源を活用した取組や、アートマネジメントを含む広く沖縄文化の担い手や継承者の育成など、各種の取組に対して費用を補助する。 |
| 主な事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 県内の文化芸術関連事業者の組織化、マネジメント力強化に資するインキュベート事業 沖縄文化の担い手・継承者の育成及び新たな文化創造の仕組みづくりに寄与する事業 新たな沖縄文化の創出、文化産業の創出等に寄与する事業 芸術文化の普及啓発(アウトリーチ)に寄与する事業 |
| 助成実績 | 応募総数:90件、採択数:32件(継続11件、新規13件、特定8件)、補助金総額:1億3,619万円(2014年度実績) |
| 組織体制 | 8名(プログラムディレクター1名、プログラムオフィサー7名、財団の文化芸術推進課の非常勤の嘱託職員として起用)。その他、担当職員2名(他の財団業務と兼務)。 |
| 年間総事業費 | 1億1,014万円(補助金総額)(2015年度予算、管理費・人件費を除く) |
| 備考 | 県内の文化団体が行う公演や展覧会などの自主企画や成果発表、県内の文化団体の海外・県外への派遣、指導者の招聘、アウトリーチ等の普及事業に対する助成は、文化活動支援助成事業として実施されており(2014年度実績:応募総数12件、採択数10件、助成総額合計301万円)、沖縄版アーツカウンシルには含まれていない。 |
| アーツカウンシル東京 | |
| 設立・設置 | 2012年11月(準備機構は2012年4月に設立) |
| 設置形態 | (公財)東京都歴史文化財団内に設置 |
| 設立の経緯・目的 | 2006年12月に文化振興条例を改正して設置された東京芸術文化評議会での検討を経て、英国アーツカウンシルなども参考に、独立性と専門性を有し、民間の優れた芸術文化活動を支援することを目的に、専門的かつ長期的な視点による活動支援や先駆的事业の実施などを通じ、東京の文化を都民や世界に向けて創造・発信するために設立。2015年4月には東京文化発信プロジェクト室と統合され、両者の事業を5事業に再編して展開。東京の芸術文化施策の中核的役割を担う組織として、さらなる体制の強化と機能の充実が図られる予定。 |
| 主な事業内容(2015年度) | <ul style="list-style-type: none"> 芸術文化支援事業:①助成(東京の芸術文化の魅力を上向きに発信していく創造活動を支援)、②活動支援(アニメや映像、テクノロジーアートなどの創造活動の支援) 芸術文化創造・発信事業:文化創造拠点の形成、子ども青少年等への創造体験機会の提供、フェスティバルの開催など芸術文化団体やアートNPOと協力して実施する事業 人材育成事業:①アーツアカデミー(若手制作者や研究者に助成プログラムの調査員を委託し公的機関等で活躍する人材を育成)、②Tokyo Art Research Lab(TARL)(アートプロジェクトを実践する人々を対象に講座や研修プログラムなどを展開) 国際ネットワーク事業:国際フォーラムなどを開催 企画戦略事業:調査研究、芸術団体情報の海外発信、多様なメディアを通じた情報発信 |
| 助成実績 | 応募総数:単年244件、長期19件、採択数:単年100件、長期:4件(2014年度実績)、交付決定総額:1億5,197万円 |
| 組織体制 | 38名(常勤37名、非常勤1名、財団組織の一部門として運営) |
| 年間総事業費 | 約21億円(2015年度予算、内助成予算は1億5,000万円、管理費・人件費を除く) |
| 備考 | 東京文化発信プロジェクト室と統合される前のアーツカウンシル東京の事業は、①支援事業(東京芸術文化創造発信助成)、②パイロット事業(人材育成事業、クリエイティブ分野支援事業など)、③企画戦略事業(調査研究、国際交流事業など)の3本柱。 |

| 大阪アーツカウンシル（大阪アーツカウンシル部会） | |
|--------------------------|---|
| 設立・設置 | 2013年7月（活動開始） |
| 設置形態 | 大阪府市文化振興会議の専門部会 |
| 設立の経緯・目的 | 2013年4月大阪府市文化振興会議が設置され、その専門部会として設置。部会の審議状況・結果を文化振興会議に報告、提案し、同会議で審議の上、知事・市長に提言する。アーツカウンシル部会は部会長（統括責任者）、3名の専門委員で構成されており、①評価・審査、②企画／調査の枠組みで運営されている。 ホームページで多様な情報提供を行う他、大阪府立江之子島文化芸術創造センターに出張所を開設し、各種相談に応じている（毎週金曜午後）。 |
| 主な事業内容（2015年度） | <ul style="list-style-type: none"> 府市の文化課が担当する文化事業の評価と改善提案 府市の公募型助成金の審査（大阪府芸術文化振興補助金、大阪府「輝け！子どもパフォーマー事業」、大阪市芸術活動振興事業助成金） 文化を育てる環境づくりへの新たな提案 情報収集と発信 |
| 文化事業・助成実績 | 大阪府文化事業：19件、2億424万円、大阪市文化振興事業：25件、3億3,362万円 うち公募型助成金（府市計）応募：214件、採択：118件、助成金総額：3,398万円（2014年度実績） |
| 組織体制 | 4名（非常勤、アーツカウンシル部会の部会長、専門委員として起用） |
| 年間総事業費 | 6億7,926万円（うち公募型助成金：7,776万円）（2015年度予算、管理費・人件費を除く） ※この金額は大阪府文化事業、大阪市文化振興事業の合計で、大阪アーツカウンシルそのものの予算ではないが、評価や改善提案を行える事業の予算規模として記載した。 |
| 備考 | 先の住民投票でいわゆる大阪都構想が実質的に見送りとなったことに伴う今後の方針については、これから検討される予定。 |

資料：各団体のHP掲載情報、個別提供資料・情報等に基づいて作成

2——文化行政における地域アーツカウンシルの位置づけとモデル

このように見てくると、これら4つの地域アーツカウンシルは、設立の経緯、組織の成り立ちや位置づけ、事業内容もまちまちである。他にも浜松市では、浜松市創造都市会議が今年3月にまとめた『創造都市・浜松』推進アクションプログラムにおいて、「文化に関する助成事業やパイロット事業、政策提言などを行う浜松版アーツカウンシル（文化芸術評議会）の設置」を検討するとされ、青森市でも民間主導でアーツカウンシルが検討されていると聞く。それらを含めても、日本における地域アーツカウンシルはまだ緒に就いたばかりだと言わざるを得ない。

しかし、地方公共団体の芸術文化に対する支援は、最近になって始まったことではない。都道府県や市町村、あるいはそれらが設置した文化振興財団等においても、様々な形で芸術文化に対する資金的な支援が行われてきた。残念ながらその規模を正確に把握することは難しいが、ここでは二つの参考データを整理し、日本における地域アーツカウンシルの可能性を考える手がかりとしたい。

1 | 地方公共団体における芸術支援の現状

まず、大阪府・大阪市が2012年度に行った芸術文化活動に対する助成制度調査から、都道府県、政令指定都市およびそれらの出資した芸術文化財団の芸術文化に対する助成状況を整理したのが図表2である。

この調査によれば、回答のあった都道府県、政令市のうち助成プログラムのある団体は全体の半分、

それらの出資した芸術文化財団ではほとんどが助成プログラムを有しており、2012年度の交付金の総額は約6億円となっている。

1団体当たりの交付金額の平均は1,751万円だが、半数以上の18団体が1,000万円未満、さらにそのうちの7団体は500万円未満である。また、個々の助成プログラムを見ると、採択率が100%のものも少なくない。

図表2 都道府県、政令市及びそれらの出資した芸術文化財団の助成制度(2012年度、万円)

| | 配布数 | 回答数 | 助成あり | プログラム数 | 応募件数 | 採択件数 | 採択率 | 交付金額 | 1団体当交付額 | 1件当交付額 |
|--------|-----|-----|------|--------|-------|-------|-------|--------|---------|--------|
| 都道府県 | 46 | 26 | 14 | 26 | 684 | 580 | 84.8% | 20,699 | 1,478 | 33.8 |
| 政令市 | 19 | 12 | 6 | 9 | 608 | 457 | 75.2% | 6,762 | 1,127 | 14.8 |
| 芸術文化財団 | 30 | 16 | 14 | 16 | 976 | 680 | 69.7% | 32,083 | 2,292 | 43.5 |
| 合計 | 95 | 54 | 34 | 51 | 2,268 | 1,717 | 75.7% | 59,543 | 1,751 | 32.9 |

資料:大阪府・大阪市「大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラム開催等 事業報告書」(2013年3月)に基づいて作成
注:大阪府・大阪市が実施した調査のため、大阪府と大阪市は調査対象に含まれていない。また都道府県・政令市の出資した芸術文化財団で公立文化施設の運営のみを行っている財団も調査対象に含まれていない。
都道府県の助成プログラムの中に、応募件数、採択件数が不明なプログラムがあったため、表内の都道府県及び合計の1件当たりの交付額は交付金額を採択件数で除した値と一致しない。

交付金額が1団体で3,000万円を上回るのは(公財)青森学術文化振興財団、埼玉県(文化芸術拠点創造事業など2件)、(公財)東京都歴史文化財団(アーツカウンシル東京)、(公財)横浜市芸術文化振興財団(アーツコミッション・ヨコハマ助成事業)、愛知県(文化活動事業費補助金)、神戸市(神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成など2件)⁵、(公財)沖縄県文化振興会(沖縄文化活性化・創造発信支援事業補助金)の7団体で、そのうち3団体では既にアーツカウンシルを設置している⁶。

アーツカウンシルが芸術文化への助成事業を中心とした組織だとすれば、専属の組織を設けるだけの規模の助成事業を行う都道府県や政令市は一握りに過ぎない。また、個々の助成プログラムを見ると、必ずしも審査や評価を行う専門的な組織が必要と思われないもの(採択率が100%のもの、1件当たりの助成額が10万円未満のものなど)も少なくない。

地域アーツカウンシルへの関心が高まっている一方で、こうした現実は無視することができないだろう。

2 | 地方公共団体における文化予算の使途

次に、地方公共団体の文化予算について見てみよう。2012年度の地方公共団体全体の文化予算は約3,000億円で、その内訳は図表3に示したとおりである⁷。このうち、芸術文化事業費(地方公共団体計で578.4億円、国庫補助を含めると595.2億円)の中には、芸術文化団体等に対する補助及び委託経費が含まれているが、残念ながらその内訳は調査対象となっていないため、アーツカウンシルが扱うべき芸術団体等に対する助成金の総額は不明である。

⁵ ただし、神戸市の「神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成」は応募総数316件、採択件数314件で1件当たりの交付額は約9万円というほとんどの申請団体が採択される少額助成。

⁶ 調査は大阪アーツカウンシルの設立前に実施され、大阪府・大阪市の実施した調査で大阪府、大阪市の調査対象に含まれていないため、大阪アーツカウンシルは含まれていないが、審査対象となる公募型の助成金の規模は3,000万円を上回っている。

⁷ 文化財保護経費(609億円)は除く。

図表 3 地方公共団体の文化予算の使途(2012 年度、億円)

| | 都道府県 | 政令指定都市 | 中核市 | その他市町村 | 地方公共団体計 | 国庫補助額 | 合計 |
|---------|-------|--------|-------|---------|---------|-------|---------|
| 芸術文化事業費 | 189.3 | 89.0 | 49.5 | 250.6 | 578.4 | 16.7 | 595.2 |
| 文化施設経費 | 372.6 | 247.1 | 185.0 | 935.3 | 1,739.9 | 17.3 | 1,757.2 |
| 文化施設建設費 | 92.0 | 160.7 | 136.1 | 236.4 | 625.2 | 111.1 | 736.3 |
| 小計 | 653.9 | 496.7 | 370.6 | 1,422.3 | 2,943.5 | 145.2 | 3,088.7 |

資料:文化庁「地方における文化行政の状況について(平成 23 年度及び平成 24 年度)」(平成 26 年 3 月)に基づいて作成

注:文化施設経費は文化施設(文化会館、美術館等、図書館は除く)の管理運営経費、文化施設建設費は土地購入費、建設費等
国庫補助額は、都道府県、政令指定都市、中核市、その他市町村に対する国庫補助額の合計

[芸術文化事業費の棚卸し]

ただこの調査では、芸術文化事業費に含めるべき経費は次のとおりとされている。

- ①芸術文化関連事業に係る経費（例：芸術文化振興計画立案・調査、顕彰、指導者養成研修、芸術家研修派遣（国内・海外）、芸術祭、高校芸術文化祭、舞台芸術・美術展巡回事業、その他芸術文化事業に係る経費）
- ②芸術文化団体等に対する補助及び委託経費（実行委員会等に対する補助も含む）
- ③市町村に対する補助（都道府県のみ、文化施設建設費補助を除く）

仮にアーツカウンシルが設置された場合、下線の経費に関する業務はアーツカウンシルが扱った方が望ましい、あるいはアーツカウンシルが扱える可能性があると考えられる。顕彰や指導者養成研修、芸術家派遣研修などでは、審査や評価などの面でアーツカウンシルの機能が活かされるし、芸術文化振興計画立案や調査では、アーツカウンシルのシンクタンクとしての役割が期待される。

芸術祭や舞台芸術・美術展巡回事業などは民間の芸術団体や文化施設と共同で行うものも多く、その場合、事業の企画や評価の段階でアーツカウンシルの関われる余地は少なくない。実行委員会等に対する補助もアーツカウンシルの審査や評価の機能を活用できる可能性がある。

つまり、この芸術文化事業費の「棚卸し」を行い、アーツカウンシルに相応しいものを移管すれば、地方自治体全体で数十億円、あるいは 100 億円以上の規模になる可能性もある。地方公共団体の文化行政においては、人事異動によってノウハウやネットワーク、専門的な業務経験が蓄積されないことが大きな課題となっているが、アーツカウンシルが担当すればその解決策にもつながる。

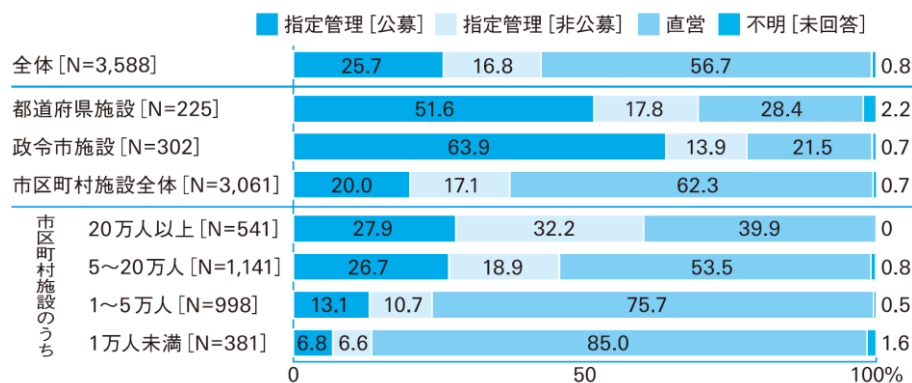
[文化施設とアーツカウンシル]

次に考えたいのが、公立文化施設とアーツカウンシルの関係である。図表 3 に示したように、地方公共団体の予算では文化施設経費が最も大きい。周知のとおり、2003 年の地方自治法の改正によって、地方公共団体の設置する文化施設には指定管理者制度が導入され、指定管理者の選定⁸、モニタリングや評価が行われるようになった。（一財）地域創造が 2014 年に実施した調査によれば、指定管理者制度の導入状況は図表 4 のとおりとなっており、都道府県では 69.4%、政令指定都市では 77.8%、全体でも 42.5%の公立文化施設が指定管理者制度を採用している⁹。

⁸ 最近では事業や運営の継続性等に配慮し、非公募で地方公共団体の設立した運営財団等を選定するケースも増えているが、その場合も、要項に基づいた提案書の提出、審査を経て選定されることが多い。

⁹ （一財）地域創造、平成 26 年度「地域の公立文化施設実態調査」『地域創造レター』（No.242 2015.5.25）。ちなみに 2007 年に実施した同じ調査では、地方公共団体全体の指定管理者の割合は 35.2%であり、この 10 年間で指定管理への移行が進んでいることがわかる。

図表 4 地方公共団体の文化施設の管理運営形態(設置主体別)



資料: (一財)地域創造「平成 26 年度地域の公立文化施設実態調査」『地域創造レター』No.242 2015.5.25

その選定やモニタリング、評価などの面でもアーツカウンシルは専門的な能力を発揮することが可能だ。ただし、本項で紹介した 4 つの地域アーツカウンシルのうち、アーツコミッション・ヨコハマとアーツカウンシル東京は、それぞれ横浜市と東京都が設置した複数の文化施設を運営する財団法人の中に設置されているため、現在の位置づけのままではそれらの業務を担うことができない。

指定管理者制度の選定や評価に関する業務を担うのであれば、アーツカウンシルは文化施設の運営財団とは別組織として設置する必要がある。財政状況の悪化に伴う行財政改革が進む中、新たな外郭団体を設立することは容易ではない。しかし地方公共団体において本格的なアーツカウンシルを構想するのであれば、その可能性を追求する価値はあるだろう。

3 | 地域アーツカウンシルのモデル

上記の二つの視点を踏まえ、助成制度と指定管理者制度を中心にした地域アーツカウンシルのモデルを図表 5 に示した。

まず、地方公共団体はアーツカウンシルに対して①文化政策の基本方針や目標、主要な施策などを提示し、それに対してアーツカウンシルは②助成制度の設計案を含め、具体的な施策や事業計画の提案を行う。地方公共団体はその内容が妥当であれば、③議会での議決を経て予算を付与する。その後、④アーツカウンシルは②に基づいて施策・事業を実施し、その成果を報告する。⑤地方公共団体はそれを評価し、必要な場合はアーツカウンシルに改善を求める。④、⑤は定期的実施するものの、①～⑤のサイクルを 3 年程度で循環させ、その結果に基づいて次期の目標や政策、予算などを検討、確定していく、というイメージである。

この場合に重要なのは、地方公共団体はアーツカウンシルに対して文化政策の基本方針や目標を提示し、評価もするが、その専門性を尊重して具体的な施策、事業の立案や執行を任せること、そして、アーツカウンシルは、実施した施策や事業の成果、効果の把握するために必要な調査などを行い、地方公共団体が示した政策目標の達成に寄与していることを具体的に示すことである。

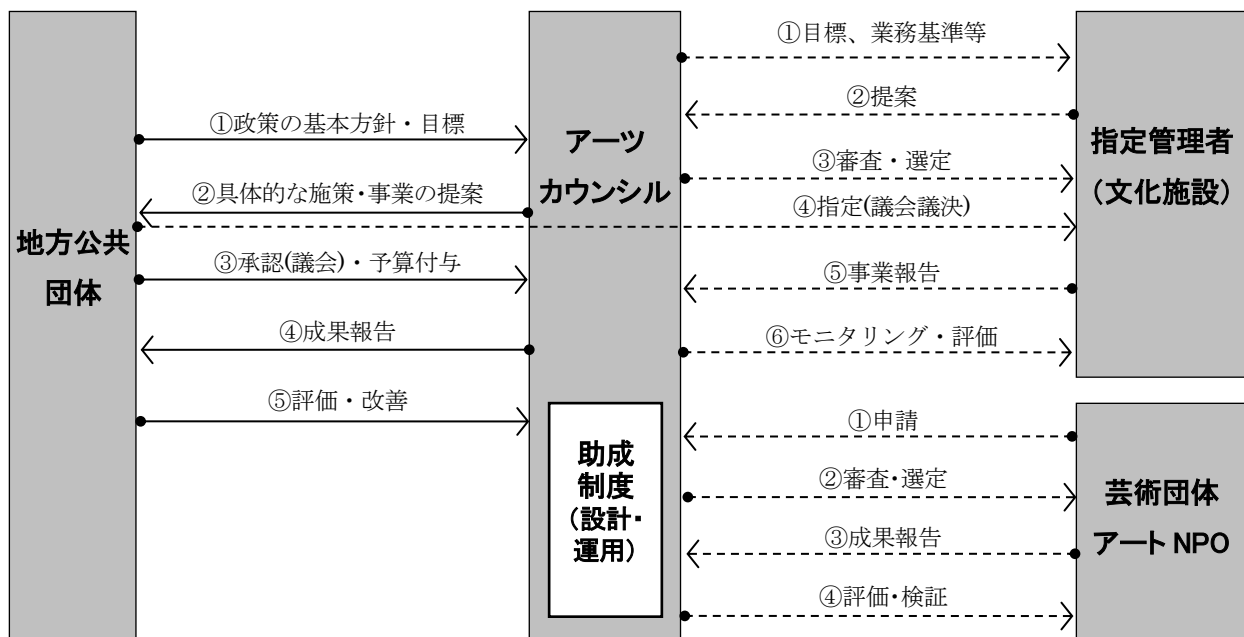
文化施設の指定管理者制度、あるいは助成制度については、アーツカウンシルが審査委員会、評価委員会の役割を担うというイメージである。指定管理者制度の場合、文化施設の設置は地方公共団体であるため、その目標や業務基準などについては、地方公共団体とアーツカウンシルが十分に協議し

て作成し、指定管理者の指定は議会の議決を経て地方公共団体が行う。助成制度は、地方公共団体の承認を前提に、アートカウンシルが主体的に設計・運用を行う。

委員会と異なり、アートカウンシルという恒常的な組織に文化行政の専門官を配置し、審査や評価とそれに基づいた政策の見直しなどを継続的に行うことで、ノウハウや経験、ネットワークが蓄積されていく。助成制度については、柔軟な運用や制度の見直しなども行えるだろう。

もちろん十分な規模の助成制度を設けることができれば、指定管理者の選定や評価は切り離して、東京都や横浜市のように文化施設の運営財団の中にアートカウンシルを設置するのも現実的な選択肢である。ただしいずれの場合も、アートカウンシルに業務を移管することによって、地方公共団体の文化担当部局には人員の大幅なスリムアップや思い切った権限委譲が必要である。

図表 5 地域アートカウンシルのモデル



資料:吉本(2008)の図表 27 を一部改訂

3—国と地域アートカウンシルの関係

本稿で紹介した日本の地域アートカウンシルは、いずれも国のアートカウンシルからは独立した存在であるが、地域アートカウンシルのあるべき姿を考える際に、もうひとつ検討しておきたいのが、国との関係である。諸外国と日本では文化政策や行政の仕組みが大きく異なるため単純な比較は難しいが、ここでは参考までに二つの海外事例の概要を紹介しておきたい。ひとつは、国のアートカウンシルの一組織として地域（アート）カウンシルが設置されている英国、もうひとつは州政府ごとに国から独立したアートカウンシルが設けられている米国である。

1 | 英国アートカウンシルの地域カウンシルと地域事務所

1945年に設立され、70年の歴史を有する英国アートカウンシルは、その間の組織改編にもなっ

て、地域事務所、地域カウンシルの体制や位置づけ、役割が大きく変化してきた¹⁰。

まず、グレート・ブリテン・アーツカウンシル（Arts Council of Great Britain, ACGB）として発足した当初は、前身の音楽・芸術評議会（CEMA）が設置したスコットランド、ウェールズ、イングランドの内の12の地域事務所を引き継ぎ、地域事務所は全国組織の一部であった。その後、1948年の地方自治法の改正で、地方自治体による芸術への助成が可能になったことなども背景に、ACGBは中央集権的な体制を整え、地域事務所の数は49年には9箇所、52年には6箇所に統合された。

1955年にACGBは地域事務所を廃止。その一方で、地方の文化施設や芸術団体との連絡、地方の情報収集を行うため、音楽と美術の専門家を3人ずつ任命した。しかし、地域事務所の廃止を受け、イングランドのサウス・ウエスト地方では地域の団体が自主的に集まって、1956年に地域芸術協会（Regional Arts Association, RAA）が結成された。このRAAは地方自治体からの支援で運営され、ACGBからも助成を受けて、巡回展や巡回公演の企画、コーディネートを行っていた。その後、RAA設立の動きはノース・イースト地方やミッドランド地方へと広がり、10年後には全国的なネットワークが形成された。政府が65年に発表した文化政策に基づいて、RAAの全国的なネットワーク化はさらに進み、地方自治体とRAAとの連携が強化された。

その後、1970年代の保守政権のもとで地方分権の動きが加速し、ACGBの中に地方振興課、地方課などが設けられた。80年代半ば、ACGBはRAAから「助成の大半がロンドンに偏っている」という批判を受け、調査を実施。その中で、RAAは地域芸術評議会（Regional Arts Board, RAB）として公的資金の支出に責任を持つべき、という報告がまとめられた。それを受け、1990年には12あったRAAはすべて廃止され、10地域にRABが設立された。

RAAは地域の団体を会員とする協会組織（Association）として運営されており、様々な意見が錯綜して意志決定が容易にできなかったのに対し、RABでは専門家による理事会（Board）が設けられ、意志決定の仕組みが確立され、全国で統一された。RABは地方自治体の出資で運営され、ACGBから独立した組織だったが、ACGBから資金提供を受けており、意志決定の仕組みが明確になったことでACGBとの連携がスムーズになったと推察される。

その後1994年に、ACGBはイングランド、スコットランド、ウェールズの3地域のアーツカウンシルに分割された。最大規模のアーツカウンシル・イングランド（Arts Council England, ACE）は、イングランド内の各地のRABと連携して仕事を進めるようになったが、2002年には10箇所のRABを吸収し、1945年以来約50年ぶりに、9地域に直轄の地域事務所（Regional Office）を置く組織改革を行った。そのことで、地域の独自性が失われるという反論も多かったが、地域事務所にはRABの理事会を継承して地域カウンシルが設置され、各地域が主体的に意志決定できる仕組みも整えられた。また、地域カウンシルの長は全国カウンシルのメンバーとなり地域の意向が全国組織の意志決定に反映される形となった。

その後、政権交代と大幅な予算削減などに伴い、組織のダウンサイズが求められ、地域事務所では大幅な人員削減が行われた。2010年には9つの地域事務所と地域カウンシルが存続したまま、人員

¹⁰ 英国アーツカウンシルの地域事務所、地域カウンシルの変遷は、吉本（2011）（当時英国アーツカウンシルのHPに掲載されていたアーツカウンシルの歴史に基づいて執筆）をベースに、それ以降の動きについては現在のアーツカウンシルのHPの掲載情報を参照してまとめた。

減を補い、業務を効率化するため、9つの地域事務所は4つのエリアにグループ分けされ、エリア事務所が設けられた。さらに2013年には、9つの地域事務所はそのままに、意志決定を効率化するため9つの地域カウンシルは5つのエリアカウンシルに再編され、現在に至っている。

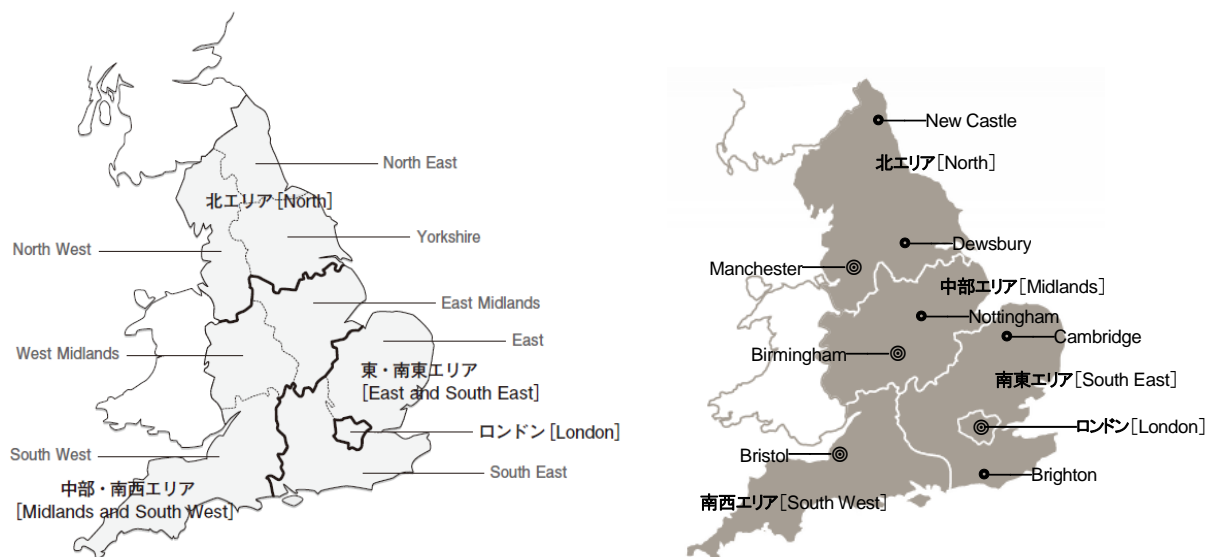
つまり、英国における地域アーツカウンシルは、70年間にわたって次のようなドラステックな変遷を経て、現在の体制が形成されてきた。

- ①全国組織の地域事務所として設置（1945年）
- ②地域事務所の廃止（1955年）
- ③各地域が独自に地域芸術協会 RAA を設立（1956年～65年頃）
- ④RAA の全国的ネットワークが進みロンドンへの一極集中に対する批判（1980年代半ば）
- ⑤協会組織 RAA から理事会が意志決定を行う組織 RAB へ転換（1990年）
- ⑥ACGB はイングランド、スコットランド、ウェールズに分割（1994年）
- ⑦アーツカウンシル・イングランドは RAB を吸収、全国組織の一部として9箇所の地域カウンシル、地域事務所（Regional Office）を設置（2002年）
- ⑧9つの地域事務所を4つのエリアにグループ分け（9箇所の地域カウンシルは存続）（2010年）
- ⑨9つの地域カウンシルを5つのエリアカウンシルに再編（2013年）

アーツカウンシル・イングランドは全国組織として地域カウンシルを統合した形になっているが、各地域の助成先の決定を含め地域ごとの意志決定はそれぞれの地域カウンシルが担っている点が重要なポイントであろう。なお、エリアカウンシルの再編を含めた組織改編に伴い、2011年から2015年の4年間で1,060万ポンドの運営コストを削減し、職員数を560人から420人に削減する予定である。

図表6 アーツカウンシル・イングランドの地域カウンシルと地域事務所

[2010年:9つの地域カウンシル・事務所と4つのエリア]→[2013年:5つのエリアカウンシルと9箇所の事務所]



資料:2008年-吉本(2011)から転載。2013年-アーツカウンシル・イングランド HP 掲載情報に基づいて作成

注:2013年の◎はエリアを統括する主要オフィスが立地する都市、●はその他のローカルオフィスの立地する都市。地域カウンシルの数が減っても、オフィスは2008年と同様の数だけ設置され、地域との連携が重視されている様子が窺える。

2 | 米国における地域アーツカウンシル(州政府芸術支援機関等)の基本構造

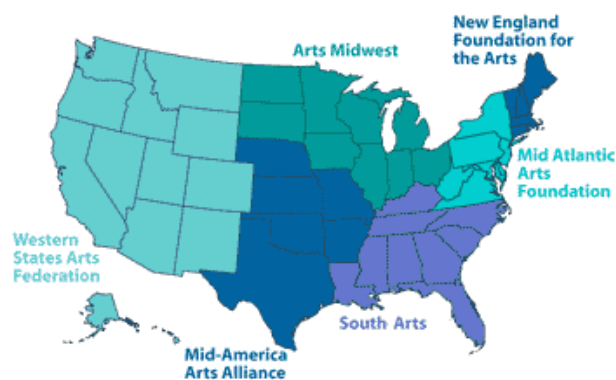
一方米国では、全米 50 州と 6 つの特別管轄区 (Special US Jurisdictions、米国領サモア諸島、グアム、プエルトリコなど) に連邦政府 (国) から独立した形で、州政府芸術支援機関 (State Arts Agency、SAA) が設置されている。また、広域レベルでは 6 つの広域芸術支援機関 (Regional Arts Organization、RAO) も設けられている¹¹。

郡や市、町などの地方レベルの芸術支援機関は行政組織の一部門 (Department of Cultural Affairs、DCA) として設けられているケースもあれば、NPO など民間組織となっている場合もあるが、それらは総称して Local Arts Agency (LAA) と呼ばれている。

連邦政府のアーツカウンシルに相当するのが、全米芸術基金 (National Endowment for the Arts、NEA) である。2013 年度の総予算 (人件費・管理費を除く) は、1 億 1,393 万ドル (約 137 億円) で、そのうちの約 40%、4,473 万ドル (約 54 億円) が、SAA と ROA への分配金となっている。後述するように、SAA から LAA に対しても資金提供が行われ、それが、LAA から地域内の芸術団体等への再助成の資金源となっている¹²。

このように、米国の地域における公的な芸術支援機関は、RAO、SAA、LAA という 3 階層になっており、規模は小さいものの、連邦政府の全米芸術基金の助成金がそれら地域の芸術支援機関を経由して全米に行き渡るしくみとなっている。

図表 7 米国の広域芸術支援機関 (Regional Arts Organization)



出所 : http://www.usregionalarts.org/national_map.htm

2 | 州政府の芸術支援機関 (SAA)

SAA の名称は、Arts Council、Council on the Arts、Arts Commission、Commission on the Arts and Culture、Arts Board など様々で、事業の内容も多様だが、州内の芸術団体等に対する助成金を中心に、創造産業の振興、芸術教育、芸術へのより積極的な参画の促進、パーセント・フォー・アート制度 (公共事業の一定割合 [多くの場合 1%] をパブリックアートなどに振り向ける制度) などにも取り組んでいる。

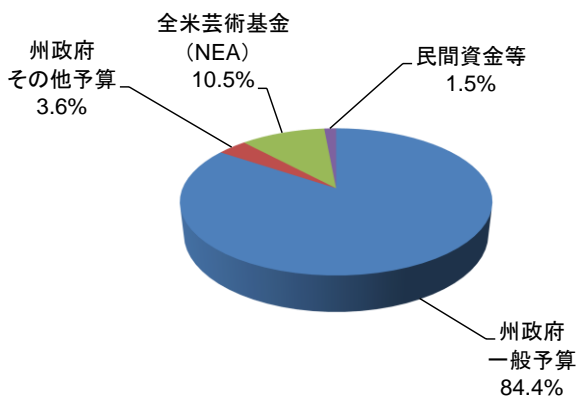
州政府芸術支援機関の情報をとりまとめている NASAA (National Assembly of State Arts Agencies) によれば、SAA 全体の 2014 年度の予算規模は 3 億 6,326 万ドル (約 436 億円) で、州政府の予算だけではなく、約 10%、3,810 万ドル (約 46 億円) が全米芸術基金からとなっている (図表 8)。ただしその割合はまちまちで、80%を越える州もあれば 5%に満たないところもある。全体的な傾向として、州政府の文化予算が少ないところは、全米芸術基金が積極的に資金提供している。

¹¹ RAO全体の総予算は 4,110 万ドル (2009 年、約 50 億円) で、毎年 50 州と 4 つの米国領で、2,000 万人に芸術プログラムを提供している (RAOホームページ掲載情報に基づく。 <http://www.usregionalarts.org/index.htm>)。

¹² NEA のこの資金によって毎年 2,000 以上の地域の芸術活動が支援されている (NEA 2014)。

SAA 全体の年間助成件数は約 2 万 1,000 件、助成金額は合計で 2 億 943 万ポンド(約 251 億円)となっており、用途別に見た内訳は図表 9 のとおりである。芸術教育への助成が多いほか、芸術団体等の一般運営費への助成、芸術に触れる機会の少ないエリアへの助成などに力を入れていることがわかる。一般運営費への助成は、日本の公的な芸術支援制度では基本的に認められていない助成であり、今後、日本のアートカウンシルが参考とすべきポイント

図表 8 米国州政府の芸術支援組織の歳入内訳(2014 年度)



資料) National Assembly of State Arts Agencies, State Arts Agency Revenues Fiscal Year 2014 に基づいて作成

のひとつであろう。また、LAA への助成金の使途を見ると、域内の芸術団体等への再助成に 48%が使われており、LAA にとっては、重要な助成の財源となっていることが読み取れる。

同じように芸術分野別に助成件数、助成金額を整理したのが図表 10 である。複合芸術、音楽、演劇、美術などの割合が総体的に高いが、SAA が多様な芸術分野に支援をしていることがわかる。

図表 9 米国州政府芸術支援機関の助成内訳(2013 年度、用途別)

| | 件数 | 割合 | 金額(米ドル) | 金額(万円) | 割合 |
|--|--------|-------|-------------|-------------|-------|
| 芸術教育 (Arts Education) への助成 | 8,053 | 37.1% | 56,434,614 | 677,215.4 | 26.9% |
| 一般運営費 (General Operating Support) への助成 | 4,711 | 21.7% | 81,410,925 | 976,931.1 | 38.9% |
| 個人芸術家 (Individual Artists) への助成 | 2,314 | 10.7% | 6,745,559 | 80,946.7 | 3.2% |
| 田舎地帯 (Rural Area) への助成 | 5,207 | 24.0% | 32,066,193 | 384,794.3 | 15.3% |
| 地方芸術支援機関 (LAA) への助成 | 1,408 | 6.5% | 32,773,181 | 393,278.2 | 15.6% |
| 合計 | 21,693 | | 209,430,472 | 2,513,165.7 | |

資料) National Assembly of State Arts Agencies, 各用途の State Arts Agency Fact Sheet に基づいて作成

図表 10 米国州政府芸術支援機関の助成内訳(2013 年度、芸術分野別)

| 芸術分野 | 件数 | 金額(米ドル) | 金額(万円) | 割合 |
|---------------------------------------|--------|-------------|-----------|-------|
| 工芸 Crafts | 346 | 1,916,086 | 22,993 | 0.8% |
| 舞踊 Dance | 1,233 | 12,259,324 | 147,112 | 5.4% |
| デザイン Design Arts | 158 | 1,882,687 | 22,592 | 0.8% |
| 民族文化・伝統芸術 Folklife/Traditional Arts | 1,072 | 7,158,827 | 85,906 | 3.1% |
| 人文科学 Humanities | 168 | 4,666,860 | 56,002 | 2.0% |
| 分野横断的芸術 Interdisciplinary | 365 | 5,025,960 | 60,312 | 2.2% |
| 文学 Literature | 949 | 5,334,432 | 64,013 | 2.3% |
| メディアアート Media Arts | 643 | 8,455,563 | 101,467 | 3.7% |
| 複合芸術 Multidisciplinary | 5,607 | 80,080,729 | 960,969 | 35.0% |
| 音楽 Music | 4,028 | 32,661,728 | 391,941 | 14.3% |
| オペラ・ミュージカル Opera/Musical Theatre | 477 | 6,582,273 | 78,987 | 2.9% |
| 写真 Photography | 161 | 811,936 | 9,743 | 0.4% |
| 演劇 Theatre | 2,731 | 29,150,961 | 349,812 | 12.7% |
| 美術 Visual Arts | 2,424 | 27,260,301 | 327,124 | 11.9% |
| その他 Non-Arts/Non-Humanities | 529 | 5,527,700 | 66,332 | 2.4% |
| 計 | 20,891 | 228,775,367 | 2,745,304 | |

資料) National Assembly of State Arts Agencies, State Arts Agency Revenues Fiscal Year 2014 に基づいて作成
注) 図表 9 と件数、金額合計が一致しないのは、図表 9 は用途別のファクトシートに記載されたデータを積み上げたためと思われる。

これら SAA は必ずしも同時期に設立された訳ではない。19 世紀末にユタ州で設立されたのが最初で、次は半世紀以上が経過した 1960 年のニューヨーク州の NYSCA (New York State Council on the Arts) の設立だった。NYSCA は大規模な芸術支援を行って注目され、それが 65 年の全米芸術基金 NEA の設立につながる。その後 NEA の働きかけによって SAA は各州に広がり、73 年のウイソコンシン州で全州に設立された、という (片山 2006、p.39)。こうした歴史も、今後日本における地域アーツカウンシルと国の関係を考察する上で参考になるだろう。

4—日本版地域アーツカウンシルへの展望

ここまで、日本における地域アーツカウンシルの概要、地方公共団体の芸術支援や文化予算の現状、そして英国と米国における地域アーツカウンシルの概要や歴史を整理してきた。最後に、地方公共団体の文化行政の流れを概観した上で、日本における地域アーツカウンシル今後を展望しておきたい。

1 | 地方公共団体の文化行政の流れと環境変化

この 20~30 年間、地方公共団体の文化行政やそれを取り巻く環境は、めまぐるしく変化してきた。

文化行政が本格化し、公立文化施設が各地に設置されるようになったのは 1980 年代である。その後 90 年代には、ホール施設は 1 週間に 2 館、美術館施設は 2 週間に 1 館という未曾有のペースで開館し、その 10 年間で 3 兆 8,000 億円の文化予算が公立文化施設の建設に投じられた。その結果、急増した文化施設の管理コストが年々ふくらむ一方で、ソフトに投入される予算は低迷が続いた。

しかし、大都市では創造型の公立劇場・ホールが生まれ、地方都市では市民参加、ネットワーク、ボランティアなど、コミュニティに密着した新しい運営形態が広がった。特に、90 年代の後半からはアウトリーチが活発になり、地域における文化施設や芸術文化の役割が問い直されるようになった。

1990 年には芸術文化振興基金、企業メセナ協議会が設立され、官民ともに芸術文化に対する支援の基盤が整った。96 年には文化庁がアーツプラン 21 を創設し、日本を代表する芸術団体への重点支援がスタート、以降 2000 年初頭にかけて文化庁予算は増加し、芸術文化に対する国の助成金、補助金が大幅に拡充された。

2001 年に施行された「文化芸術振興基本法」では、地方公共団体の文化芸術の振興に関する責務が明記され、以降、文化振興条例の制定や文化振興ビジョン策定の動きが各地の地方公共団体に広がった。一方で、厳しい財政状況と行財政改革の進展などを背景に、2003 年に地方自治法が改正されて指定管理者制度が導入された。90 年代に急増した文化施設では、効率化と経費節減が優先され、地方自治体の文化予算削減を加速させるなど、この制度は文化行政に大きな影響を与えることとなった。ちなみに地方公共団体の文化予算 (文化財含む) は 1993 年度の約 9,500 億円をピークに 2007 年度には 3,300 億円まで急激に減少、その後若干回復して現在は 3,800 億円前後で推移している。

また、1998 年の NPO 法の施行以降、NPO は全国各地で 1 日平均 8 件というハイペースで設立され、現在では約 5 万件が認証を受けている。全体の約 3 分の 1 の NPO が「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」を定款に掲げ、そのうちアート NPO は約 5,000 件 (NPO 法人アート NPO リンク調べ) に達している。ちなみに NPO の第一号認証は、北海道の「ふらの演劇工房」であった。

90年代半ばから後半にかけて英国で提唱された創造都市、創造産業の潮流は今や世界中を席卷する勢いで広がっている。横浜市や金沢市など、国内でも創造都市を標榜するところが増え、2007年には文化庁長官表彰に文化芸術創造都市部門が創設されてこれまで30以上の市区町が受賞した。2013年に設立された創造都市ネットワーク日本には、現在49の地方公共団体が参加している。

創造産業は、先進国ばかりか途上国でも今後最も成長が期待される産業と認識され、その潮流は、脱工業化時代の産業革命とも言える状況となりつつある。芸術文化の持つクリエイティビティは創造産業の中核的要素であり、今後の産業振興や経済成長にとっても芸術文化は重要な存在となってきた。

こうした動きと並行するように、近年、芸術文化が教育、福祉、医療、環境、防災、社会包摂、地域活性化など、文化以外の領域において様々なインパクトをもたらすことが注目されている。アーティストが学校に出向くアート教育は全国に広がり、子どもたちのコミュニケーション能力や自信、自己肯定感の向上に寄与している。福祉施設でも、アーティストのワークショップによってリハビリではあがらなかった腕が上がるなど、周囲の人が驚くような成果が各地で報告されている。このような芸術文化の役割を拡張し、地域や市民との間に新たな関係を構築する活動を先導しているのは全国のアートNPOである。

また、トリエンナーレ、ビエンナーレ形式の国際芸術祭は全国に広がり、特に農山村で開催される里山型のトリエンナーレは日本特有のもので地域の活性化に大きく寄与している。地域の課題と向き合いながらアーティストならではの発想で多様な活動を展開するアートプロジェクトも全国各地に広がってきた。

2012年には劇場・音楽堂等の活性化に関する法律が施行され、劇場、音楽堂等には、文化芸術の継承、創造、発信に加え、人々が共に生きる絆を形成し、社会包摂の機能を有する基盤として、活力ある社会を構築するための大きな役割を担うことが期待されるようになった。

2013年には、2020年の東京でのオリンピック・パラリンピック大会の開催が決まり、文化プログラムへの期待が高まっている。

そうした中、先頃閣議決定された「文化芸術に関する基本的な方針（第4次）」では、「社会を挙げた文化芸術振興」が掲げられ、地方創生、文化プログラムの全国展開、東日本大震災からの復興などが強く意識されたものとなっている。同時に、文化芸術への公的支援を戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援の重点化を図ることを念頭に、日本版アーツカウンシルの本格導入が記されることとなった。

2 | 地域アーツカウンシルの意義と役割

今後、日本における地域アーツカウンシルは、こうした文化政策の潮流を踏まえた上で、意義や役割を明確にする必要がある。本稿ではそれを次の5つに整理した。

[中間支援機能の担い手]

既に述べたように、芸術文化の役割は大きく広がり、アートNPOを筆頭にその担い手は多様化している。こうした状況に対応するには、異なる領域をつなぎ、立場の異なるプレーヤーを仲介する中間支援機能が極めて重要である。地方公共団体によっては、文化行政の担当セクションがそうした役割を担おうという動きも見られるが、いわゆる縦割りのハードルを越えるのは簡単ではない。

行政組織の文化振興部局や文化施設の運営組織から独立したポジションに、アーツカウンシルを位置づけることができれば、教育や福祉、まちづくりなどへの波及効果を視野に入れた文化以外の行政部局との連携は今よりスムーズになるのではないかと。そして、アーツカウンシルがキーステーションとなり、学校や福祉施設、民間企業やアート NPO の民間組織、商工会や自治会など地元団体、そしてアーティストや芸術団体とが協働することで、芸術文化の効果をより幅広い領域に広げられるだろう。

現在でもこうした中間支援機能を担う NPO は少なくない。だが、中間支援業務ではほとんど収入が見込めないこと、またそうした業務に対応した助成や支援制度がほとんど存在しないことから、運営は極めて厳しい状況にある。そういう点からも、行政の出資するアーツカウンシルが中間支援機能を担える意味は大きい。

[新たな地域文化専門職の確立]

1990 年代以降の公立文化施設の急増にともない、まだ十分とは言えないものの、劇場やホール、美術館などには、芸術監督やプロデューサー、学芸員など、専門的な人材が起用されるようになってきた。その一方で、地方公共団体の文化行政職については、3 年程度で異動が行われるため、専門的なノウハウやネットワーク、業務経験が蓄積されないことが、大きな課題とされてきた。

アーツカウンシルはその課題をクリアできる有効な方策だと考えられる。地域の抱える課題や芸術文化の状況を把握し、公的な資金をどのように投入すれば、芸術文化を振興し、それを地域の活力創出につなげることができるか、そのことだけを考え続ける専門的な人材を確保できるからである。

それは公立文化施設を運営する専門職とは、役割も求められる知識や経験も異なっている。いわば「地域文化専門職」とでも呼べる人材をアーツカウンシルが起用し、あるいは育成できれば、長期的かつ幅広い視点から文化行政を推進することが可能になる。

[助成制度の運営に伴うシンクタンク機能の充実]

アーツカウンシルの主要な業務は、芸術文化に対する助成プログラムの運営である。審査委員会による審査は、採択の有無を決定する事前審査だけが行われるケースが多く、助成による成果や効果の把握は手薄になりがちである。しかし、限られた予算をより有効に活用するためには、助成によってどのような効果があったかを把握し、それを次の審査あるいは助成制度の改善につなげていくことが重要である。

個々の助成に関する評価だけではなく、助成制度やプログラム全体の成果や効果、問題点や課題を把握するためには、様々な調査や専門的な分析も必要であろう。その結果に基づいて助成制度を改善し、場合によっては既存の制度を廃止して新たな助成プログラムを立ち上げることも、さらにはアーツカウンシルの戦略のみならず文化行政の新たな方向性を提案していくことも、アーツカウンシルの重要な仕事である。アーツカウンシルにシンクタンク機能が求められるのはそのためである。

なぜ芸術文化に公的資金を投じる必要があるのか、そのことでどんなインパクトがもたらされるのか、さらには、芸術文化はなぜ私たちの社会に必要なのか。そうした問いかけに答えていくためにも、シンクタンク機能を備えたアーツカウンシルの設置は欠かせない。

[五輪文化プログラムの全国展開に向けた基盤づくり]

2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックでは、文化プログラムを全国展開しよう

という動きが広がっている。東京都や文化庁、組織委員会でもプログラムの具体案に関する議論が始まっているが、その実施体制についてはまだ十分な検討が行われていない。

2012年のロンドン大会では、かつてない規模の文化プログラムが実施されたが、その全国展開において重要な役割を担ったのが、クリエイティブ・プログラマーと呼ばれる専門スタッフである。最初は2007年にイングランドのみで8名が選出され、Regional Cultural Consortia という組織に配属されたが、その後、北アイルランドやスコットランド、ウェールズも含め13名となり、アーツカウンシルの所属となった (Garcia 2013, p147)。

彼らはロンドンを含め全国13地域に配置され、地域内の文化施設や芸術団体と共同で各地の文化プログラムを推進した。その際、クリエイティブ・プログラマーは組織委員会の文化プログラム担当や London 2012 Festival の芸術監督と連携して、企画の質を高め、オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの枠組みに位置づけていった。すなわち、ロンドン大会で文化プログラムの全国展開を支えたのは、全国的なネットワークを有するアーツカウンシルだと言える。

残念ながら日本には同様の仕組みやネットワークは存在していない。一方で、文化プログラムの全国展開に向けた機運は各地で高まっており、地域アーツカウンシルはその受け皿になり得る可能性がある。

[全国ネットワークへの展開]

英国アーツカウンシルの全国組織の体制は、先述したとおり、70年という歳月の中で数々の組織改編が行われてきた結果、できあがったものである。地域アーツカウンシルが誕生し始めた日本の現状は、地域芸術協会 RAA が各地で結成された1960年頃の英国の状況に近いかもしれない。

米国でも各州に SAA が設立されるまでには、ニューヨーク州の NYSCA の設立から20年近い歳月を要している。その背景には全米芸術基金の働きかけがあり、全米芸術基金は助成金の4割を SAA などの地域アーツカウンシルに配分している。日本でも、今後の地域アーツカウンシルの方向性やあるべき姿は、文化庁や日本芸術文化振興会との連携、将来的な全国ネットワークを視野に入れて検討する必要があるだろう。

英国や米国の例を見るまでもなく、アーツカウンシルの仕組みが全国で定着するには長い年月を要することは間違いない。しかし、10年前、20年前からの日本の文化政策の変化を振り返れば、決して悲観する必要はない。

2020年の文化プログラムの全国展開は、地域アーツカウンシルの創設を後押しする大きな契機となる。オリンピック・パラリンピックの開催を5年後に控えた今、地域アーツカウンシルの全国ネットワークに向けた枠組みを立ち上げ、2020年以降、継続、発展させることができれば、2020年東京大会の最大の文化的レガシーとなるはずだ。

3 | アーツカウンシルの理念とビジョン

これからの地域アーツカウンシルのあるべき姿を考える上で、最後にもう一つだけ付け加えておきたい。それは、何よりも理念やビジョン、言い換えれば、アーツカウンシルを創設する「動機」が極めて重要だということである。

その参考として、1945年に設立された英国アーツカウンシルの初代会長ジョン・メイナード・ケイ

ンズの言葉、そして 2012 年のアーツカウンシル東京の設立における東京芸術文化評議会の福原義春会長の言葉を紹介したい。

[アーツカウンシル:その政策と希望]

「私たちの最初の目標は戦争が私たちから奪い去ったものを取り戻すことでした。しかし程なく、私たちは平和な時代にすら存在したことのなかったものを提供しようとしている、ということに気がついたのです。だからこそ、C.E.M.A. (訳注: Council for the Encouragement of Music and the Arts 音楽・芸術振興評議会、Arts Council of Great Britain の前身) は、新しい名前とより幅広い機会を与えられ、平和の時代にも存続し続けるべきだ、という決定が、連立政権の最後の決議の中に含まれていたのです。これから、私たちは、憲法で独立が保障され、官僚主義に束縛されず、しかし国庫から資金提供を受ける恒久的な機関となるのです。英国議会が私たちへの予算配分を議決する時はいつも、英国議会は私たちの活動に満足していなければなりません。つまり結局のところ、私たちは英国議会に対する責務を有しているのです。もし、私たちが愚かな振る舞いをすれば、国会議員は誰もが財務大臣に問うことができるでしょう、なぜ (訳注: アーツカウンシルに予算配分をすべきなのか) と。私たちの名は、Arts Council of Great Britain となるのです。

財務省は、ようやく、生活を文明化する芸術を支援し、奨励することが、彼らの職務の一部であると認識したのです。しかし、わたしたちは社会的な企てのこの側面を社会主義化するつもりはありません。最近、紛争を起こしている政党が産業の社会化についてどのような考えを持とうとも、芸術家の仕事というのは、あらゆる意味において、また生まれながらにして、個別のものであり、自由だということ、また、統制されるべきでも、管理されるべきでも、規制されるべきものでもない、ということ誰かが受け入れること。それを私は願っています。芸術家は魂の息吹が導くままに歩みます。芸術家に行き先を告げることは誰にも出来ません。芸術家自身ですら、それを知らないのです。しかし、彼らは私たちを新鮮な牧草地へと導いてくれます。公的機関の仕事は、指導したり、検閲したりすることではなく、勇気と自信とチャンスを与えることなのです。」¹³

ジョン・メイナード・ケインズ (1945 年 7 月 12 日)

[アーツカウンシル東京の発足にあたり]

「2007 年 12 月に東京都が設置した東京芸術文化評議会は、芸術文化に関する諸政策を国と都が協働して推進するために、『文化芸術の力で日本にクリエイティブな活力を』という提言を 2010 年に発表しました。その骨子は、まず第一に、文化を成長戦略の重要な軸としてとらえて国策を再構築し、文化への投資で日本に活力を与えるというもの。二番目に、次世代の人材育成や民間による文化芸術支援を促進していくこと。さらに三番目の提言として、国と地方が各々のタテ割りのミッションを超え、さらに官民が協力できるような仕組みづくりについて言及しました。

財政・行政とアームズ・レングス関係の、つまり互いに適度な距離で牽制し合いながら独立性を保って活動できる機関を、日本の社会あるいは政治の中でどう作ることができるのかということ、皆さんと一緒に研究しました。そして一番インパクトの強い方法を考えたとき、やはり日本の首都であ

¹³ The Arts Council of Great Britain (1946) に転載された原文を抜粋・翻訳

って世界最大のメガシティである東京に、そのような文化装置をつくる必要があるのではないかと考えました。

日本人はあまり気づいていませんが、私は日本文化というのは既に世界的な価値になっていると認識しています。そして、日本にはまだまだ多くの文化資産が残っています。また、その一部は私たちが気づかないうちに伝統になってしまっています。ですから、私たちは自分たちの創造が世界の生活向上、または世界中の人の精神の豊かさにさらに役立つということについて自信を持っていいのです。アメリカとは違い、フランスとも違い、英国とも違う日本のアイデンティティというのは一体何か。これからは、日本のアイデンティティ、日本の『型』をもう一度確立した上で、国内仕様の文化を国際仕様に変換し、しかももとのアイデンティティを損なうことなく、全体として日本性が感じられるような価値を創造することが我々の課題であると認識しています。

もはや経済価値の積み上げだけでは世界は動きません。誰もがそのことに気がついています。今こそ、歴史や人間の知恵に裏づけられた文化力が必要なのです。アーツカウンシル東京の発足を出発点として、文化による社会変革が起こることを期待しています。」¹⁴

福原義春（2012年11月5日）

日本は世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に突入し、人口減少が始まった。全国各地で高齢化、過疎化が進み、地域の疲弊は極めて深刻である。そうした時代にあって、これまでとは異なる価値観に基づいて新たな成熟社会を創出し、従来の概念にとらわれない発想で地域の活力を創出していくことが求められている。

その際、芸術文化は大きな力を発揮する可能性を秘めている。その力を最大限に引き出し、市民や地域と協働して未来を切り拓くためにも、地域アーツカウンシルは大きな鍵を握っていると思えてならない。

¹⁴ アーツカウンシル東京正式発足フォーラム（平成24年11月5日於東京文化会館）講演より抜粋

[参考文献]

- Arts Council England (2013a), “Review of the governance of the Arts Council of England”
<http://www.artscouncil.org.uk/media/uploads/pdf/Norgrove_governance_review_2013.pdf>(2015.5.26)
- Arts Council England (2013b), “The Arts Council’s response to the Norgrove report”
<http://www.artscouncil.org.uk/media/uploads/pdf/Arts_Council_response_Norgrove_report.pdf>(2015.5.26)
- Arts Council England (2015), “New organisational structure”
<<http://www.artscouncil.org.uk/who-we-are/transparency/human-resources/organisation-review/>> (2015.5.26)
- Garcia, Beatriz (2013), “London 2012 Cultural Olympiad Evaluation Final Report”
- Keynes, John Maynard (1945), “The Arts Council: Its Policy and Hope” *The Listener*, July 12, 1945
* The Arts Council of Great Britain(1946), “1st Annual Report 1945” への転載版を参照
- National Assembly of State Arts Agencies (2014a) “State Arts Agency Revenues Fiscal Year 2014”
<<http://www.nasaa-arts.org/Research/Funding/NASAAFY2014SAARevenuesReport.pdf>> (2015.5.26)
- National Assembly of State Arts Agencies (2014b) “State Arts Agency Grant Making and Funding”
<http://www.nasaa-arts.org/Research/Grant-Making/2013_grant_making_and_funding.pdf> (2015.5.26)
- National Assembly of State Arts Agencies (2014c) “State Arts Agency Fact Sheet”
< <http://www.nasaa-arts.org/Research/Grant-Making/#gos>> (2015.5.26)
- National Endowment for the Arts (2014), “2013 Annual Report”
<<http://arts.gov/sites/default/files/2013-NEA-Annual-Report.pdf>>(2015.5.26)
- 大阪府・大阪市 (2013) 「大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラム開催等事業報告書」(企画・政策・調査 : NPO 法人こえとことばとこころの部屋 | NPO 法人地域文化に関する情報とプロジェクト | NPO 法人アート NPO リンク)
- 片山泰輔 (2006) 『アメリカの芸術文化政策』日本経済評論社
- 渋谷博史・片山泰輔 (2011) 『アメリカの芸術文化政策と公共性—民間主導と分権システム』昭和堂
(一財) 地域創造「平成 26 年度地域の公立文化施設実態調査」『地域創造レター』No.242 2015.5.25
- 福原義春 (2012) 「アーツカウンシル東京の発足にあたり」(アーツカウンシル東京正式発足フォーラム (平成 24 年 11 月 5 日東京文化会館於) 講演より抜粋) <<https://www.artscouncil-tokyo.jp/ja/library/column-interview/inauguration/>> (2015.5.27)
- 文化庁 (2004) 「地方における文化行政の状況について (平成 23 年度及び平成 24 年度)」
- 吉本光宏 (1999) 「[芸術活動の底辺を支える米国政府機関の文化政策—多様な非営利機関 \(NPAO\) の育成に向けて—](#)」ニッセイ基礎研究所
- 吉本光宏 (2008) 「[再考、文化政策——拡大する役割と求められるパラダイムシフト、支援・保護される芸術文化からアートを起点としてイノベーションへ](#)」『ニッセイ基礎研究所報』Autumn 2008 Vol.51
- 吉本光宏 (2011) 「英国アーツカウンシル—地域事務所が牽引する芸術文化の振興と地域の活性化」『雑誌地域創造』2011 Spring Vol.29
- 吉本光宏 (2012) 「2020 年オリンピック・パラリンピックに文化の祭典を—新たな成熟先進国のモデルを世界に提示するために」『ネット TAM 講座』特別編第 1 回 2014 年 2 月 6 日 <<http://www.nettam.jp/course/tokyo2020/1/>> (2015.5.28)